

社会福祉法人悠生会 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 老人居宅介護等事業の経営

(ホ) 生計困難者に対する相談支援事業

(ヘ) 保育所の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人悠生会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を福岡県大野城市に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の評議員 1 人当たりの総額が 200,000 円を超えない範囲で評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときは又は理事長に事故があるときは、理事会で定めた理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなけ

ればならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
 - 5 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表

し、その業務を執行する。

- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会で別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任命する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときは又は理事長に事故があるときは、理事会で定めた理事が招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は別紙に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産及び第三七条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大野城市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大野城市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センター事業
- (3) 介護予防支援事業

2 前項の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業

2 前項の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三八条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第九章 解散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大野城市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大野城市長に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人悠生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次の通りとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長	白 根 連 夫
理 事	永 島 武 雄
理 事	三 原 朝 雄
理 事	田 中 齋 之
理 事	田 中 多 聞
理 事	橋 上 俊 崇

この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この定款は令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この定款は令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この定款は令和 2 年 10 月 17 日から施行する。

この定款は令和 3 年 2 月 19 日から施行する。

この定款は令和 3 年 4 月 19 日から施行する。

この定款は令和 3 年 7 月 5 日から施行する。

(別紙)

基本財産

(定款第二八条 2 項)

- (1) 福岡県大野城市中二丁目 526 番 1 に所在の土地 (4144.67 m²)
- (2) 福岡県大野城市中二丁目 526 番 4 に所在の土地 (525.38 m²)
- (3) 福岡県大野城市中二丁目 526 番 5 に所在の土地 (298.79 m²)
- (4) 福岡県大野城市大城五丁目 125 番 3 に所在の土地 (1,829 m²)
- (5) 福岡県大野城市大城五丁目 122 番 37 に所在の土地 (97 m²)
- (6) 福岡県大野城市大城五丁目 449 番に所在の土地 (46.5 m²)
- (7) 福岡県大野城市中二丁目 899 番 1 に所在の土地 (2,690.87 m²)
- (8) 福岡県大野城市中二丁目 899 番 13 に所在の土地 (443.18 m²)
- (9) 福岡県大野城市中二丁目 899 番 14 に所在の土地 (26 m²)
- (10) 福岡県大野城市中二丁目 896 番 14 に所在の土地 (338 m²)
- (11) 福岡県大野城市中二丁目 650 番 1 に所在の土地 (2,441.38 m²のうち 1,834.85 m²)
- (12) 福岡県大野城市中二丁目 522 番 6 に所在の土地 (27 m²)
- (13) 福岡県大野城市中二丁目 524 番 2 に所在の土地 (34 m²)
- (14) 福岡県大野城市中二丁目 525 番 3 に所在の土地 (53 m²)
- (15) 福岡県大野城市中二丁目 900 番 1 に所在の土地 (3,799 m²)
- (16) 福岡県大野城市中二丁目 900 番 4 に所在の土地 (814 m²)
- (17) 福岡県大野城市大城五丁目 125 番地 3 に所在する建物 (491.91 m²)
鉄筋コンクリート造スレート葺・陸屋根平家建
デイサービスセンター (402.99 m²) 在宅介護支援センター (88.92 m²)
- (18) 福岡県大野城市中二丁目 526 番地 1、526 番地 4、525 番地 3、1024 番地 2 に所在する下記(イ)の建物
(イ) 鉄骨造ルーフィング葺・陸屋根 4 階建 (6,364.85 m²)
- (19) 福岡県大野城市中二丁目 899 番地 1、526 番地 1 に所在する建物
鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 (1,998.37 m²)
- (20) 福岡県大野城市中二丁目 650 番地 1、650 番地 9、650 番地 10、650 番地 11、650 番地 12 に所在する建物 鉄骨造陸屋根 2 階建 (1,970.19 m²のうち 1,491.64 m²)
- (21) 福岡県大野城市中二丁目 900 番 1、526 番 1 に所在する建物
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (890.73 m²)

社会福祉法人悠生会 定款細則

第一章 総則

(目的)

第一条 この細則は、社会福祉法人悠生会（以下「法人」という。）定款第三十四条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第二章 理事会

(議決事項)

第二条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
- (11) 寄付金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (13) 新たな事業の経営又は委託
- (14) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (15) その他法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第三条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督庁が実施した検査又は検査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 法人定款九条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第四条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって召集日の7日前までに各理事へ通知するものとする。

2 前項の書面には提出議案書及び報告案件所を添付するものとする。

(関係者の出席)

第五条 議長は、必要あるときは職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第六条 議長及び理事会において選任した理事2名は理事会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

4 作成した議事録は、次回の理事会で各理事に供覧するものとする。

(欠席理事への報告)

第七条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第三章 監事

(監査の実施)

第八条 法人定款第二十三条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は前項の監査のほかに必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は前2項の監査を実施するときは、あらかじめ監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第九条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名、押印の上、理事長に提出するものとする。

第四章 役員を選任

(選任手続)

- 第十条 理事長は、役員任期満了の直前の理事会において、次期役員となる候補者を選考しなければならない。
- 2 理事長は、次期役員となる者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため事前に身分証明書、履歴書、印鑑証明書を徴するものとする。
 - 3 理事長は、理事会の同意を得た上で、選任された役員に対し委嘱状を交付する。
 - 4 委嘱状を交付された役員は、14日以内に就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

- 第十一条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届出るものとする。

(決員の補充)

- 第十二条 役員欠員補充については、第十条の規定を準用する。

(役員名簿)

- 第十三条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておくなければならない。

第五章 事務の専決

(専決)

- 第十四条 理事長が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。

(専決の報告)

- 第十五条 理事長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認める事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

附則

- この細則は、平成14年12月1日から施行する。

<別表1>

1. 理事長専決事項

- ①職員（施設長及び重要な人事を除く）の任免に関する事
- ②債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響であるものを除く）
- ③設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲のもの
- ④工事又は製造の請負については100万円以上250万円未満の契約、食料品、物品等の買入については100万円以上160万未満の契約を締結すること
- ⑤基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件100万円未満のもの
- ⑥ ア 日常的に消費する、消耗品等の日々の購入
イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑦運用財産（土地・建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格1件500万円未満のものの処分に関する事
- ⑧予算上の予備費の支出
- ⑨寄付金の受入に関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- ⑩役員及び施設長の出張命令及び復命に関する事
- ⑪施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- ⑫職員の昇格、昇給に関する事
- ⑬各種証明書の交付に関する事
- ⑭行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）

2. 施設長専決事項

- ①入所者、利用者の日常の処遇に関する事
- ②入所者の預り金の日常の管理に関する事
- ③所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- ④所属職員の出張命令及び復命に関する事
- ⑤所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- ⑥所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- ⑦所属職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関する事
- ⑧収入事務に関する事
- ⑨行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項に限る）
- ⑩その他定例又は軽易な事項